



# 佐賀県公報

平成16年  
9月3日  
(金曜日)  
第12502号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 告示

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (五七二・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (五七三・" ) 一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 一
- 土木行政総合システム用機器等の借入及び保守業務委託に係る一般競争入札 (建設・技術課) 二
- 土地改良区役員の退任届 (農地整備課) 五
- 鳥栖市藤木地区土地改良事業施行同意 ( " ) 五
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 五
- " ( " ) 五

## ○告示

### ●佐賀県告示第五百七十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成十六年九月三日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
いきいき介護相談室	三養基郡基山町大字宮浦一八三八番地一	平成一六・七・三〇

### ●佐賀県告示第五百七十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十六年九月三日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定辞退年月日
医療法人社団栄寿会古賀小児科内科病院	杵島郡江北町大字上小田二八〇番地一	平成一六・八・三一

## ○公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年10月19日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成16年9月3日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成16年8月19日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人活気会
- (2) 代表者の氏名 三原ユキ江
- (3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県佐賀市白山二丁目7番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、会員それぞれが持つ知識、経験、ネットワークを活かして、

市民、NPO、企業に対して、中心市街地などの地域を居住、観光、学習、企業活動の場とするための環境づくりを行い、現実には様々な地域活動を誘発させることにより活気ある地域づくりを進めることを目的とする。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年9月3日

収支等命令者

佐賀県建設・技術課長 緒 方 清 文

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量等

土木行政総合システム（工事管理・業者管理）用機器等及び保守一式  
（詳細は入札説明書による。）

(2) 履行場所

佐賀県土づくり本部建設・技術課が指定する場所

(3) 借入期間

55か月（平成16年11月1日から平成21年5月31日まで）

2 入札参加者の資格及び条件に関する事項

入札に参加しようとする者は、下記に掲げる事項のすべてを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であつても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であつても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札

参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。

(4) 借入物品を、確実に納入できると認められる者であること。

(5) 借入物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(6) 納入しようとする物品が1の(1)に示した物品であることの確認を受けている者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県土づくり本部建設・技術課（佐賀県庁新行政棟8階）

電 話 0952-25-7168 FAX 0952-25-7317

E-mail kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

入札説明書等の交付は、平成16年9月3日（金）から9月15日（水）までの間、(1)の部局で行う。

また、入札説明書（附属書類を除く。）は、平成16年9月3日（金）から9月15日（水）までの間、佐賀県ホームページ（URL：<http://www.pref.saga.lg.jp>）に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、アの提出期限までに、競争入札参加資格確認申請書に次掲げる書類等を添付した上で、(1)の部局まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(イ) 2の(4)及び(5)を証明する書類

(イ) 納入しようとする物品が、入札説明書の附属書類（標準品リスト）に記載する物品と同等以上であることを証明する書類（発売予定の物

<p>品で提出する場合は、平成16年10月31日までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。)</p> <p>(7) 入札保証金又は当該競争入札保証保険契約に係る保険証券等</p> <p>イ 競争入札参加資格確認申請書の提出期限は、平成16年9月15日(水)の午後5時とする(郵送の場合は書留郵便によることとし、平成16年9月15日(水)正午までに必着のこと。)。期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。</p> <p>ウ 競争入札参加資格の結果は、平成16年9月24日(金)までに通知する。</p> <p>(4) 入札者の資格の喪失</p> <p>入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。</p> <p>ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。</p> <p>イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。</p> <p>(5) 入札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成16年10月13日(水)午後2時(郵送の場合は、書留郵便によることとし、平成16年10月13日(水)正午までに(1)の部局に必着のこと。)</p> <p>イ 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 81号会議室(新行政棟8階)</p> <p>(6) 開札の日時及び場所</p> <p>入札終了後直ちに(5)のイの場所において行う。</p> <p>(7) 契約条項を示す場所</p> <p>(1)の部局に同じ。</p> <p>(8) 入札方法等</p>	<p>ア 入札金額は、1の(3)で示す借入期間の借入代金(機器の保守費及び諸経費を含む。)とし、調達物件の借入代金のほか、輸送費、保険料、関税等並びに機器等の据付け、設定及び保守に要する一切の費用を含めた額とする。</p> <p>イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>ウ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。この場合において、入札書には、入札参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることとの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。)をしなければならない。</p> <p>エ 入札書は封筒に入れ密封の上、封印し、封筒の表面にあて名、入札事項及び開札日時を朱書きすること。</p> <p>オ 郵便により入札書を提出する場合は、エにより作成した入札書用封筒を中に入れた二重封筒とし、「土木行政総合システム用機器等の貸借及び保守に係る入札書在中」と表書きした書留郵便にて郵送すること。</p> <p>カ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>(9) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金</p> <p>佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第2項第1号に該当するときは免除する。</p> <p>なお、入札保証に係る保険金額は、入札金額の100分の5以上とする。</p>
--	--

<p>イ 契約保証金</p> <p>規則第115条第3項第1号に該当するときは免除する。</p> <p>なお、契約保証に係る保険金額は、契約金額の100分の10以上とする。</p> <p>(10) 入札の無効</p> <p>競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び規則第110条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはいできない。</p> <p>(11) 落札者の決定方法</p> <p>ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>ウ 開札をした場合において、落札者がいない場合は、再度の入札を行う。</p> <p>この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。</p> <p>エ 再度入札は1回とし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札又は開札の中止</p> <p>天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。</p> <p>(2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p>	<p>日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(3) 契約書の作成の要否</p> <p>(4) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があつた場合は、調達手続を停止することができる。</p> <p>(5) 入札に関する問い合わせ等</p> <p>本件入札について不明な点等がある場合は、3の(1)の部局まで文書にて連絡すること。</p> <p>(6) この調達契約は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Contract Contents:</p> <p>Lease of a set for Construction Administration Synthesis System (Construction Work Management System, Construction Firm Management System) of machines, and maintenance</p> <p>(2) Fulfillment Period:</p> <p>From the day of the contract through May 31, 2009</p> <p>(3) Notice of Bid Description:</p> <p>Download From The Saga Prefecture Website At :<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>(From September 3, 2004 to September 15, 2004)</p> <p>(4) Time Limit for Tender:</p> <p>2:00 p.m. on October 13, 2004</p> <p>(5) Contact Point for the Notice:</p> <p>Construction &amp; Technology Division, Prefectural Planning Head Office, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga Prefecture, 840-8570 Japan</p> <p>Tel. 0952-25-7168 Fax. 0952-25-7317</p>
--	---

<p>土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、須古地区土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。</p> <p>平成16年9月3日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p>				<p>建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。</p> <p>平成16年9月3日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p>				
役職名	氏名	住所	退任年月日	指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
理事	江口 利之	杵島郡白石町大字湯崎503番地の1	平成16年5月3日	10	西松浦郡有田町西部字古南川良原甲245番19	平成16年8月23日	4.00~6.03	32.00
<p>土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年8月26日鳥栖市営土地改良事業(ため池等整備 用排水施設整備) 藤木地区の施行に同意した。</p> <p>平成16年9月3日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p>				<p>指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。</p>				
<p>建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。</p> <p>平成16年9月3日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p>				<p>指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。</p>				
指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)				
9	三養基郡上峰町大字坊所字下坊所1787番1	平成16年8月18日	6.00	105.30				

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年九月三日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)